

1. 新自然史博物館の構成

新自然史博物館においては、主に以下のエリア・諸室等を想定し、新棟は、2,380㎡程度の規模の建築物とすること。

■博物館の主なエリア・諸室

大区分	中区分	No	主要諸室・スペース・コーナー	特記事項※
A…新棟 (新自然史博物館)	A-1 展示エリア	1	展示室 (導入展示)	●
		2	展示室 (総合展示・分野展示)	●
	A-2 収集保管エリア	3	第1収蔵庫	●
		4	第2収蔵庫	●
		5	液浸標本収蔵庫	●
		6	図書文献室	●
	A-3 調査研究エリア	7	調査研究室	●
	A-5 共用部	8	荷解室	●
		9	見学通路 (イベントスペース・ミニ水族館)	●
		10	1階トイレ (男・女・多目的)	●
		11	2階トイレ (男・女・多目的)	●
		12	エレベーター	●
		13	階段	●
		14	風除室	●
		15	機械室	●
		16	ボンベ庫	●
(ライフパーク倉敷改修) B…既存棟	B-1 展示エリア	17	特別展示室	●
		18	物置	●
		19	エントランス	●
		20	風除室	●
	B-2 調査研究エリア	21	工作室	●
	B-3 教育普及エリア	22	講義室	●
		23	学習コーナー	●

	B-4 管理エリア	24	事務室	●
		25	会議室	●
		26	館長室	●
		27	更衣室	●
		28	倉庫	●
	B-5 ライフパーク 倉敷エリア	29	図書コーナー	●
		30	憩いのエリア	●

※特記事項は「3. 主要な必要エリア・諸室等に対する要求水準」を指す

## 2. 施設全体の計画内容

(1) 建築	
配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟は既存棟の北側に配置すること。具体的な建物配置は、周辺の状況（道路、河川等）や駐車場などの関係性を考慮し、合理的な位置とすること。</li> <li>・ 開放性のある渡り廊下で接続する等、法的な既存訴求等による既存棟の改修範囲への影響が最小限となるよう配慮した配置計画、建物高さとすること。</li> <li>・ 周辺地域住民の生活環境及び周辺事業者の事業環境に十分に配慮を行い、プライバシー保護や騒音対策、景観に配慮すること。</li> </ul>
外観計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観は、ライフパーク倉敷が目指す「知の拠点」にふさわしい、来館者のワクワクした気持ちに応えられる魅力的な工夫をすること。</li> <li>・ 窓の設置にあたっては隣接建物との視線の交錯に配慮すること。また、紫外線等による展示物の劣化を防止するため、展示室廻りには、原則、ガラス窓を設けないこと。</li> <li>・ 建物デザインは、温室効果ガス削減効果や機能性を重視したデザインとすること。</li> <li>・ 既存建物の仕上げ、モチーフ等の踏襲は、意識しなくてよい。</li> </ul>
外部 動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、既存棟の東側面をメインの出入口、北側面をサブの出入口とすること。</li> <li>・ 来館者の東側メイン出入口までのアプローチは、東側駐車場を通り既存水路上ブリッジを介する経路、北側サブ出入口へは北側大型バス駐車場道からの経路を想定すること。</li> <li>・ 北側大型バス駐車場付近から北側サブ出入口まで、歩行者が雨に濡れずに移動できるように屋根や庇等を設置すること。</li> <li>・ 障がい者や高齢者等の快適かつ安全な移動に配慮すること。</li> </ul>
建物内 動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4施設（新自然史博物館、市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）を、スムーズに移動できるように動線の確保、バリアフリー化やサイン等の見直しを行うこと。</li> <li>・ 新自然史博物館エントランスは、既存棟図書室を改修して設置し、既存棟アトリウムから新自然史博物館エントランスに入り、渡り廊下を介して新棟にアプローチする動線とすること。</li> <li>・ 新棟展示エリアは、導入展示→総合展示→分野展示→調査研究室→収蔵庫と、来館者が知らず知らずのうちに自然史への興味関心が高まっていくように工夫すること。</li> <li>・ 垂直動線は利便性を考慮し、有効な位置にエレベーターと階段を配置すること。また、エレベーターの乗員数に応じたエレベーターホールを備えること。</li> <li>・ 来館者は、エレベーターでの垂直移動をメインとし、階段は避難時等に補助的に利用するものとする。</li> <li>・ 展示物や収蔵物を、展示室や荷解室から収蔵庫に運搬する場合は、エレベーターを利用するものとする。</li> <li>・ 市民や職員が、円滑に利用できる内部動線となるよう、各動線を区分すること。</li> </ul>
平面計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各諸室、エリアの関連性は、「4. 機能関連図」を参照し、各諸室の使用方針やセキュリティ区分を踏まえたゾーニングとすること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面計画に当たっては、施設や諸室の特性を把握し、利便性、安全性、プライバシー確保、遮音性能などを考慮すること。</li> <li>・ 新棟における展示エリアは回遊性を持たせ、来館者の興味関心の度合いに応じて、奥へ奥へと進みながら探求していくような平面構成とすること。</li> <li>・ 将来の展示形式の変更や改修工事の容易性などを考慮すること。</li> <li>・ 敷地周辺への環境（騒音、夜間の照明等）に配慮すること。</li> </ul>
断面計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟における展示エリアは、開放感のある空間となるよう天井高さを設定すること。その他のエリアは、各室の使い勝手を考慮した高さ設定とすること。</li> <li>・ 導入展示エリアには吹抜けを設け、来館者が2階から展示物を見下ろせるようにすること。</li> <li>・ 収蔵庫は、洪水時の浸水対策に配慮し、原則、2階に設置すること。</li> <li>・ 階高は、設備配管や機器の設置等を考慮し、過度に下がり天井などが生じないような高さを設定すること。</li> </ul>
仕上げ計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。</li> <li>・ 外装等の仕上げは構造躯体の保護を考慮すること。</li> <li>・ 内装仕上げは、各ゾーンの用途、利用内容や形態などの特性に配慮したものとする。</li> <li>・ 内装仕上げは、展示計画に示す施設コンセプトにふさわしい意匠となるよう展示事業者と調整すること。</li> <li>・ 仕上げ材は、長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃、補修等がしやすいなど維持管理が容易なものを選定すること。</li> <li>・ 施設修繕時及び解体時に環境汚染を引き起こさない内外装材を選定すること。</li> <li>・ 床は、利用者の安全性に配慮した仕様とすること。</li> <li>・ 各室の用途、機能に応じて、断熱、吸音、遮音材を、十分検討して採用すること。</li> <li>・ 自然通風をとることが想定される開口部には、網戸を設置すること。</li> <li>・ 出入口の建具は、適宜、引戸を採用することや、引き手をバータイプとするなど、ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。</li> </ul>
安全・防犯計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バルコニー、屋外階段等を設置する場合は、落下防止に配慮すること。</li> <li>・ 間仕切り部の建具等のガラスは、安全性を確保すること。</li> <li>・ 施設の防犯については、不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から安全管理に配慮すること。</li> <li>・ 貴重資料等の重要な資産を、適切に管理、保護するため、収集保管エリア、調査研究エリア、管理エリアではセキュリティ対策を講じること。</li> </ul>
防災計画・BCP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災等の災害時には、容易かつ安全に避難することができる建物とし、特に障がい者等の自力で避難が困難な利用者（要介助者等）には十分に配慮すること。</li> <li>・ 建物内外について災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄り付きにも配慮すること。</li> <li>・ 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性の確保に配慮すること。</li> </ul>
ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、全ての利用者が円滑かつ快適に利用できる施設を実現すること。</li> </ul>

環境配慮計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針に基づき、また、官庁施設の環境保全性基準を踏まえて、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB-Ready以上の施設性能を目指すこと。</li> <li>周辺地域に対して日光の反射や、設備機器等から日常的に発生する騒音、振動、排気ガスなどをできるだけ低減できるよう配慮すること。</li> </ul>
維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の長寿命化に配慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い建物とすること。</li> <li>建物の冷暖房負荷の低減を図り、電気、ガス、水道等の水光熱費の抑制に配慮すること。</li> <li>間取りの可変性、設備面での更新、将来の情報通信技術等への対応にも配慮すること。</li> <li>設備更新や維持管理を容易に行うことができるよう配慮すること。</li> </ul>
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙2「屋外空間等計画要領」を参照すること。</li> </ul>
サイン計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>新自然史博物館の移設に伴い、既存棟の施設案内サインに新自然史博物館の表示を追加するように更新すること。</li> <li>既存棟アトリウム内や屋外等に適切にサインを設置し、現在地や新自然史博物館、既存施設（市民学習センター、科学センター、埋蔵文化財センター）への動線が分かりやすいようにすること。</li> <li>新自然史博物館内外部には、適切な位置と大きさの施設名称サインを設置すること。なお、外壁に設置する施設名称サイン用の照明は不要とする。</li> <li>新設する内外部のサインのデザインは、新自然史博物館の展示サインのデザインと調和するように、展示事業者と調整すること。</li> <li>障がい者や子ども、高齢者、外国人など全ての人に配慮したユニバーサルなサインとすること（ピクトグラムの採用、多言語対応、点字対応など）。</li> <li>わかりやすく、視認性に優れたサインとすること。</li> <li>将来において、諸室の名称が変更となった場合にも容易に対応可能なサインとすること。</li> <li>外部サイン（字体等を含む）のデザインは、敷地内及び周辺地域の景観に配慮したものとすること。</li> </ul>
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>来館者の移動用と展示物、収蔵物の運搬用は兼用可能とし、設置台数は1台とする。</li> <li>想定来館者数や展示物、収蔵物の運搬に適した大きさを確保すること。</li> <li>操作部等の感染症対策に配慮すること。</li> </ul>
<b>(2) 構造</b>	
耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」に基づき、次の基準以上とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○構造体の耐震安全性：Ⅱ類</li> <li>○建築非構造部材の耐震安全性：B類</li> <li>○建築設備の耐震安全性：乙類</li> </ul> </li> <li>大規模空間の天井の崩落対策については、平成25年8月5日付け「天井脱落に係る一連の技術基準告示」（国土交通省平成25年告示第771号他）に基づき適切な対応をとること。また、大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても落下防止策を講じること。</li> </ul>
耐久性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造の場合は、建築工事標準仕様書／同解説JASS5</li> </ul>

	<p>鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める耐久性能「標準(計画供用期間おおよそ65年)」を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨造及び木造の場合は、鉄筋コンクリート造の場合と同等の耐久性能を確保するものとし、防錆、防腐等の適切な措置を施すこと。</li> </ul>
(3) 設備	
① 全般	
<p>一般事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新棟とは、新設される新自然史博物館部分のことを云う。</li> <li>・既存棟とは、既存棟ライフパーク倉敷改修部分のことを云う。</li> <li>・ライフパーク倉敷改修とは、「工作室、講義室、倉庫、憩いのエリア」「館長室、事務室、会議室、更衣室、学習コーナー、エントランス、風除室、特別展示室、物置」「図書コーナー」の改修のことを云う。</li> <li>・既存棟事務室とは、新設する既存棟自然史博物館用事務室のことを云う。</li> <li>・設備方式、機器選定、各設備配管配線は、耐久性、耐震性、安全性、信頼性が高く、省エネルギー性能、環境性能に優れ、維持管理がしやすいものを選定すること。</li> <li>・電気、空調等は、各エリア、室等の使い勝手を考慮し、個別制御、集中管理を適切に設定すること。</li> <li>・更新及びメンテナンスを考慮し、各設備室や設備シャフト内には更新用の予備スペースや将来対応の空配管等を設置すること。</li> <li>・各設備機器は用途等に応じて、リスク分散、冗長性に配慮し選定すること。故障時にも速やかに修理対応が可能なものとし、交換、保守部品が、容易に入手可能なものとする。</li> <li>・各設備機器及び設置場所は、修繕、更新時などの搬入出経路（昇降機設備が利用できない場合の揚重機械等の設置スペース含む）の確保等、維持管理の容易性に配慮すること。</li> <li>・ライフサイクルコストの低減に配慮すること。</li> <li>・地震、津波、洪水、強風、雷等の自然災害に対する被害防止対策を講じること。</li> <li>・各設備機器を屋外設置する場合は周辺家屋付近への設置は避ける等、周辺環境に十分に配慮し、計画すること。</li> <li>・建築設備設計・施工指針 最新版 に基づきダクト・配管等は耐震化を行い、地盤の変位にも対応した設計とするとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行うこと。</li> <li>・インバータ機器は、既存棟及び周辺施設に対し影響を与えないよう必要に応じて高調波低減対策を施すこと。</li> <li>・諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。</li> <li>・博物館部分の光熱水費が明確となるように、子メーター等を適切に設置すること。</li> <li>・既存棟から新棟への渡り配管は、意匠を考慮し布設すること。</li> <li>・既存棟改修エリアの既設天井流用部分には、改修に必要な点検口を設置すること。</li> <li>・不要な配管配線等は撤去、必要な配管配線等は移設を行うこと。</li> <li>・屋外に設置する各機器は耐候性、耐久性の配慮を行い。機器の長寿命化を図ること。</li> <li>・展示内容との機器配置調整を行うこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各諸室等の対応は「ルームデータシート」を参照のこと。</li> <li>・ライフパーク倉敷改修範囲の空調、換気、自動制御、給排水衛生、消火設備などは更新もしくは新設し、保守性に配慮した機器類、配管、ダクトルートの選定やダンパー、弁類を設置すること。</li> </ul>
<b>② 電気設備</b>	
対策・仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性能に伴い設備機器、配管等の耐震処理を行うこと。</li> <li>・騒音、振動、臭気、防虫、防鼠対策を施すこと。</li> <li>・ケーブルラックの耐火区画材は、遮音性、耐震性、気密性、水密性(防水性)機能を有すること。</li> <li>・電線、ケーブル類は、エコ電線、エコケーブルとすること。</li> <li>・撤去範囲は、既存棟改修エリア及び外構改修エリアとする。</li> </ul>
高圧引込設備	<p><b>【新棟・既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧引込は、地中埋設配管で引込とすること。</li> <li>・引込ルートは「既存棟1階～外構～新棟」とすること。</li> <li>・高圧ケーブルはE-Eタイプとすること。</li> <li>・建物と外部とを接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。</li> <li>・地中管路には、適切な箇所に点検スペースも含めた適切な大きさのハンドホール、マンホールを設置することとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分のハンドホールは、重耐重蓋とすること。</li> <li>・予備配管を、適切に見込むこと。</li> </ul>
受変電設備	<p><b>【新棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備（新棟用）は、2階以上の屋上で、周囲への振動騒音、浸水被害等を考慮した場所に設置すること。なお、外観、維持管理を考慮すること。</li> <li>・受変電設備はキュービクル方式とし、高効率な計画とすること。</li> <li>・変圧器は、トップランナー第三次判断基準に適合するものとし、防振、振動対策を施すこと。</li> <li>・変圧器容量は、将来的な増加分を見込むこと。</li> <li>・変圧器増設スペースまたは増量変圧器への交換スペースを十分見込んでおくこと。</li> <li>・受変電設備の状態、警報は、既存棟1階中央監視室の警報計測盤に表示すること。</li> <li>・新棟の電力量を計量し、上記の警報計測盤で計量すること。</li> <li>・各配電盤にSPDを設置し、内部雷保護を施すこと。</li> <li>・キュービクル内に、各種接地端子を設置すること。</li> <li>・屋外基礎とキュービクルの隙間には、防虫防鳥対策を施すこと。</li> <li>・新棟展示用として電灯67kVA、動力総和15kWを見込むこと。また、第1収蔵庫展示用として電灯6kVA、動力総和2.2kWを見込むこと。</li> <li>・調査研究室盤として電灯20kVA、動力総和15kWを見込むこと。</li> <li>・電源設備は、通信、情報、音響等に対し、高調波やノイズ等の影響を及ぼさないこと。</li> </ul> <p><b>【既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存棟1階電気室にあるキュービクル式受変電設備を改修とする。改修対象は、現在は空筐体となっている「2階展示用電灯盤」または「饋電用空筐体」を、自然史博物館用饋電盤とすること。</li> <li>・既存棟用として、既存棟1階電気室の受変電設備の低圧配電盤（電灯、動力とも）を改修すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟展示用として、電灯10kVA、動力総和4.5kWを見込むこと。</li> <li>・ 工作室盤として電灯20kVA、動力総和15kWを見込むこと。</li> </ul>
発電機設備	<p>【新棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟用として法令上必要な場合、超低騒音型を設置すること。</li> <li>・ 発電機設備は、2階以上の屋上で、周囲への振動騒音、浸水被害等を考慮した場所に設置すること。なお、外観、維持管理を考慮すること。</li> <li>・ 共通架台下部に防振装置を施すこと。</li> <li>・ 発電機の状態、警報を、警報計測操作盤に表示すること。</li> </ul>
太陽光発電設備	<p>【新棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟の屋根、屋上に、新棟の光熱費削減効果、外観、維持管理などを考慮し、太陽光発電設備を設置すること。なお、発電容量の下限值は特に定めないものとする。</li> <li>・ 商用電源との系統連系とし、停電時は自立運転が可能で、パワーコンディショナー内に給電可能なE付コンセント2口を、2つ以上を設置すること。</li> <li>・ 既存棟1階中央監視室の警報計測盤に状態、警報灯を表示すること。</li> <li>・ 既存棟エントランス廻りで、運転状況、発電等をモニター表示ができるように配慮すること。</li> <li>・ 太陽光発電設備の電力、電力量なども計測、計量が可能なものとする。</li> </ul>
警報計測設備	<p>【新棟・既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟の受変電設備、新棟及び既存棟の各電灯盤動力盤の状態、警報、計測を可能とすること。</li> <li>・ 警報計測盤の設置場所は、既存棟1階中央監視室とする。</li> </ul>
幹線設備	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線は、原則、単独幹線とし、分岐しないこと。</li> <li>・ ケーブルラック下部には、塩ビ製ネットを設置すること。</li> <li>・ 屋外ケーブルラック上部には、たわみ防止屋根型ノンスリップカバーを設置すること。</li> </ul> <p>【新棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟受変電設備より、新棟へ新設する共用分電盤類、共用動力盤類、調査研究室盤（電灯、動力）、別途新棟展示設備盤（電灯、動力）、別途第1収蔵庫展示設備盤（電灯、動力）へ給電すること。</li> <li>・ 別途新棟展示設備盤へは、新棟1階のE P Sに電力量計付区分開閉器を取付け、給電すること。電力量計付区分開閉器盤以降の展示動力及び展示照明幹線設備は、別途展示工事とする。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降の展示用コンセント盤まで、本工事にて設置し、給電すること。 電力量は警報計測盤にて計量すること。 ※別途、新棟展示設備盤用として、電灯1φ3W200/100V67kVA350AT、動力3φ3W200V総和100AT15kW75Aまでとすること。 ※別途、新棟展示設備盤給電範囲は、導入展示、総合展示、分野展示の展示用電灯コンセント及び展示用動力とすること。</li> <li>・ 別途第1収蔵庫展示設備盤へは、新棟2階のE P Sに電力量計付区分開閉器を取付け、給電すること。電力量計付区分開閉器盤以降の展示動力及び展示照明幹線設備は、別途展示工事とする。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降の展示用コンセント盤まで、本工事</li> </ul>

	<p>にて設置し、給電すること。 電力量は警報計測盤にて計量すること。 ※別途、第1収蔵庫展示設備盤用として、電灯1φ3W200/100V6kVA30AT、動力3φ3W200V総和30AT2.2kW15Aまでとすること。 ※別途、第1収蔵庫展示設備盤給電範囲は、第1収蔵庫の展示用電灯コンセント及び展示用動力とすること。</p> <p><b>【既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟1階電気室受変電設備より、既存棟へ新設する共用分電盤、工作室盤（電灯、動力）、別途既存棟特別展示設備盤（電灯、動力）へ給電すること。</li> <li>・ 別途、既存棟特別展示設備盤へは、特別展示室に電力量計付区分開閉器を取付け、給電すること。電力量計付区分開閉器盤以降の展示動力及び展示照明幹線設備は、別途展示工事とする。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降の展示用コンセント盤まで、本工事に設置し、給電とすること。</li> </ul> <p>電力量は、警報計測盤にて計量すること。 ※別途、既存棟特別展示設備盤用として、電灯1φ3W200/100V10kVA50AT、動力3φ3W200V総和50AT4.5kW30Aまでとすること。 ※別途、既存棟特別展示設備盤給電範囲は、特別展示室の展示用電灯コンセント及び展示用動力とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書コーナー吹き抜け部へは、原則、既設2L-7分電盤を改修し、給電とすること。なお、既設2L-7分電盤の計量は不要である。（既設盤改修は、計量不要である。）</li> </ul>
動力設備	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共用動力盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。また、メンテナンス用ブレーカELCB3P50ATを見込むこと。</li> <li>・ ELCBは、漏電トリップ警報付きとし、盤毎の一括警報を警報計測盤へ表示とすること。</li> <li>・ 動力設備においてインバータを設置する場合、インバータ制御には故障バイパス回路を設置し、高調波対策も講じること。</li> <li>・ 動力設備の監視及び制御を、動力盤の盤面で可能とすること。</li> </ul> <p><b>【新棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟に設置される空調、換気、ポンプ等用として共用動力盤を設置とすること。</li> <li>・ 共用動力盤設置場所は、基本、動力機器近辺とする。また、遠方動力盤から給電する場合は、手元開閉器を設置し、給電とすること。</li> <li>・ 調査研究室盤（動力：主幹100AF総和15kW、分岐ELCB50AF x 12・盤内に受渡用E付コンセントを設置）を設置すること。但し熱乾燥機1台へは、現地に受渡用E付動力コンセントを設置し、給電とすること。（移設・新設備品リスト参照）</li> </ul> <p><b>【既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟に新たに設置される空調換気設備等は、原則、既設2M-3動力盤を改修し、給電とすること。なお、既設2M-3動力盤の計量は不要である。（既設盤改修は、計量不要である。）</li> <li>・ 工作室盤（動力：主幹100AF総和15kW、分岐ELCB50AF x 10・盤内に動力用E</li> </ul>

	<p>付コンセントを設置) を設置すること。真空凍結乾燥機用動力コンセントは工作室内に設置すること。また、工作室盤は、自然史博物館として警報計測盤で、電力量を計量すること。 (移設・新設 備品リスト参照)</p>
電灯設備	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共用分電盤は、将来対応用の増設スペース、予備回路を適切に見込むこと。</li> <li>・ 電灯設備の監視及び制御は、必要に応じて、安全性及び保全性を考慮して、必要となる動作、警報表示（分電盤の漏電警報）等が行えるものとする。</li> <li>・ ELCBは漏電トリップ警報付きとし、盤毎の一括警報を警報計測操作盤へ表示すること。</li> <li>・ 電灯設備は、ベース照明を設置すること。（展示工事照明は、別途、展示工事）</li> <li>・ 各諸室の用途、適正、機能を考慮し、適切な照明器具の選定、及びJIS照度規格を基本として、適切な照度の確保に配慮すること。また、照明器具種別を、最小限とすることにより、維持管理の容易性にも配慮すること。</li> <li>・ 点滅区分を適正に設定し、こまめな消灯ができるよう配慮すること。また、人感センサー等により、照明による消費電力の低減を図ること。</li> <li>・ 人感センサー回路には、センサー故障対策用スイッチを設置すること。</li> <li>・ 非常照明、誘導灯は、関連法令に基づき設置すること。</li> <li>・ ベース照明管理は、既存棟事務室に、集中管理パネルを設置し、一括管理を可能とすること。また、既存棟1階中央監視室では、点滅の一括管理を可能とすること。</li> </ul> <p><b>【新棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟へ新設する共用分電盤は、各階EPSに設置すること。</li> <li>・ 新棟の最終出口及び既存棟事務室で、照明制御を可能とすること。</li> <li>・ 展示エリアのベース照明は、調光、調色、シーン設定操作を可能とすること。なお、展示エリアとしては、既存棟の特別展示室を含む。</li> <li>・ 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、自動点滅及び時間点滅が、可能な方式とすること。</li> <li>・ その他、職員退館までの動線上、その他必要に応じて保安照明を設置すること。</li> <li>・ 非常照明は電源別置型とし、小型直流電源装置をEPSに設置すること。</li> </ul> <p><b>【既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟の共用分電盤として、既存棟事務室に設置とすること。</li> <li>・ 自然史博物館として電力量を計量し、警報計測盤で計量すること。</li> <li>・ 工作室、講義室、憩いのエリアの改修は、既設照明器具の更新を行うこと。但し、現シャワー室エリアを憩いのエリアへと改修する場所は、新たに照明器具を設置すること。なお、点検口を設置し、メンテナンスを可能とすること。</li> <li>・ 館長室、事務室、会議室、更衣室、学習コーナー、エントランス、風除室及び特別展示室は、新たに照明器具を設置すること。但し、このエリアの誘導灯は、撤去再取付すること。なお、員数が不足する場合及び用途が合わない場合は、新たに設置すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別展示室は、ベース照明及び配線ダクトを吊り下げスポットライトを設置すること。</li> <li>・ その他、必要に応じて保安照明を設置すること。</li> <li>・ 非常照明は、電源内蔵型とすること。</li> </ul>
<p>コンセント設備</p>	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋の用途及び目的に応じた取付位置、形式、数量及び容量とすること。</li> <li>・ 建物内各室に、掃除用のE付コンセントを適切に配置すること。なお、廊下等は8m毎に、1箇所設置すること。</li> <li>・ 拡張性に配慮すること。</li> <li>・ Wi-Fi対応として、各室の室面積に応じて、天井コンセントを適切な個数設置すること。</li> <li>・ 安全上、考慮が必要な部分（第三者が、入室もしくは通過する場所、人目につきづらい場所）のコンセント等については、カバー付き、鍵付き等配慮すること。</li> <li>・ 電源を必要とする備品については、移設・新設_備品リストを参照すること。</li> <li>・ 展示用コンセント盤のコンセント回路は、既存棟事務室に電灯設備にて設置する集中管理パネルで、一括管理ができるようにすること。また、既存棟1階中央監視室では、ON/OFFの一括管理を可能とすること。</li> </ul> <p><b>【新棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除用、建築設備用、備品用及び展示用コンセントを設置すること。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降に展示用コンセント盤を本工事にて設置し、展示用コンセントまで給電すること。なお、別途新棟展示設備盤用の展示用コンセント盤は、主幹350ATとし、主幹2次側に別途新棟展示設備盤の照明用への幹線分岐端子を設置及び分岐ELCBコンセント回路を、予備回路も含め、50回路を設置すること。また、別途第1収蔵庫展示設備盤用の展示用コンセント盤は主幹30ATとし、主幹2次側に別途第1収蔵庫展示設備盤の照明用への幹線分岐端子を設置及び分岐ELCBコンセント回路を、予備回路も含め、6回路を設置すること。</li> </ul> <p>※展示用コンセントの数量及び容量は「ルームデータシート」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究室盤(電灯：主幹100AF20kVA、分岐ELCB20AT x 30)を設置し、研究室備品用100V E付コンセントへ給電すること。 (移設・新設_備品リスト参照)</li> </ul> <p><b>【既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除用、建築設備用、備品用及び展示用コンセントを設置すること。但し、展示用コンセントは、電力量計付区分開閉器盤以降に展示用コンセント盤を本工事にて設置し、展示用コンセントまで給電すること。なお、別途既存棟特別展示盤用の展示用コンセント盤は主幹50ATとし、主幹2次側に別途既存棟展示設備盤の照明用への幹線分岐端子を設置及び分岐ELCBコンセント回路を、予備回路も含め、16回路を設置すること。</li> </ul> <p>※展示用コンセントの数量及び容量は「ルームデータシート」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作室盤(電灯：主幹100AF20kVA、分岐ELCB20ATx20)を設置し、工作室備品用100V E付コンセントへ給電すること。 (移設・新設_備品リスト参照)</li> <li>・ 自然史博物館として電力量を計量し、警報計測盤で計量すること。</li> </ul>

電話設備	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイヤルイン回線を、2回線引込とすること。</li> <li>・電話配線は、既存棟1階中央監視室に設置されている既設電話交換機に接続すること。</li> <li>・電話配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。</li> <li>・電話設備は、配管配線から電話機取付、調整までとすること。</li> <li>・原則、ダイヤルイン方式とした回線数とすること。</li> <li>・昇降機設備の遠隔監視用等に、配線を行うこと。</li> <li>・消防法に基づき、消防機関通報代替用固定電話を設置すること。</li> </ul> <p><b>【新棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端子盤は、各階EPSに設置すること。</li> <li>・調査研究室にダイヤルイン回線1回線を布設すること、また多機能電話を2台、一般電話を4台設置すること。</li> <li>・連絡室に一般電話を1台設置すること。</li> <li>・機械室に一般電話を1台設置すること。</li> </ul> <p><b>【既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存棟事務室に端子盤を設置すること。</li> <li>・既存棟事務室にダイヤルイン回線1回線を布設すること、また多機能電話を1台、一般電話を6台設置すること。</li> <li>・館長室に多機能電話を1台設置すること。</li> <li>・会議室に一般電話を1台設置すること。</li> <li>・工作室に一般電話を1台設置すること。</li> </ul>
構内情報通信設備(LAN設備)	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内情報通信配線は、ライフパーク倉敷本館2階コンピュータ室から既存棟事務室へ光ケーブルを配線すること。</li> <li>・職員が利用するLANと来庁者向けLANは、系統を区分すること。</li> <li>・Wi-Fi用の配管を、布設すること。</li> <li>・構内情報通信配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。</li> </ul> <p><b>【新棟・既存棟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内情報通信配線は、既存棟事務室から新棟及び既存棟の必要箇所に配管配線を布設し情報コンセント取付まで行うこと。</li> <li>・情報コンセント設置位置に、予備配管も設置すること。</li> <li>・新棟及び既存棟の必要箇所に、無線LAN用空配線を布設し、プレート取付まで行うこと。</li> <li>・デジタルサイネージ対応用に、既存棟事務室より既存棟改修エリアのエントランスへ配管配線すること。</li> <li>・端子盤内に、情報通信機器設置スペースを確保すること。</li> </ul>
放送設備	<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法に基づき、非常放送設備を設置すること。</li> <li>・放送アンプ架は、既設放送アンプ架を新棟部分も含めて更新すること。 (既存棟1階中央監視室にて、一括管理とすること。)</li> <li>・放送配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。</li> </ul> <p><b>【既設更新】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存棟1階中央監視室の既設放送アンプ架の機器類を更新とし、総合盤箱体は既存流用すること。本工事範囲外のスピーカ及び音量調節器等は更新対象外とする。なお、既設放送アンプ架の主な内容は「非常電源ユニット、電力増幅ユニット(120W×2)、電源制御ユニット、非常操作/入</li> </ul>

	<p>出力制御ユニット(増設20Lも含む)、非常放送音声ROM、プログラムタイマ、ミュージックレコーダ、マトリクスユニット、卓上デジタルアンプ」とし「呼出警報パネル」は、既設流用とする。既設放送アンプ架に組み込まれている電気時計設備は既存のままとする。</p> <p>【新棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示エリア1階の導入展示、総合展示、分野展示の3箇所及び2階見学通路(イベントスペース)の1箇所に、展示放送用カトリレーを設置すること。</li> </ul> <p>【既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送システムを変更すること。</li> <li>・ 既存棟事務室に、新棟の放送ラック架を設置すること。放送ラック架の内容は「マルチリモコン、アンプ起動スイッチ、プログラムタイマー、CD-BGM演奏機、デジタルアナウンスマシン」とすること。また、放送ラック架にITV機器類を収納すること。</li> <li>・ 特別展示室に、展示放送用カトリレーを設置すること。</li> <li>・ 既存棟のスピーカ類は更新すること。</li> </ul>
テレビ共同受信設備	<p>【新棟・既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟及び既存棟の必要箇所に新たに設置するテレビ端子は、原則、既設TA-14端子盤を改修し送信すること。</li> <li>・ テレビ配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。</li> <li>・ テレビ送信機器類は、端子盤に組込むこと。</li> </ul>
監視カメラ設備	<p>【新棟・既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用者の立ち入り及び館内の各室、外部の状況を監視することを目的として、死角が無いように適切な位置、数の監視カメラを設置すること。</li> <li>・ 建物内の対象エリアは、新棟及び既存棟とすること。</li> <li>・ 既存棟事務室の放送アンプ架に、監視カメラシステムを組込むこと。</li> <li>・ 夜間でも監視、録画が可能とすること。</li> <li>・ カメラは、ドーム型フルHDカメラとすること。</li> <li>・ 録画容量は、2週間分以上とすること。</li> <li>・ 既存棟1階中央監視室でも、モニター監視可能とすること。</li> <li>・ なお、本システムは既存システムに組み込まないこと。</li> </ul>
情報表示設備	<p>【既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクター投影用のロールスクリーン100inch程度を、既存棟会議室及び講義室に設置すること。</li> </ul>
呼出設備	<p>【新棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ内各所に呼出ボタンを設け、異常時、表示窓の点灯と警報音等により、既存棟事務室及び既存棟1階中央監視室に知らせること。</li> </ul>
機械警備設備	<p>【新棟・既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟及び既存棟の必要箇所に、新たに設置する機械警備用機器類用に空配管を行うこと。</li> </ul>
自動火災報知設備	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法に基づき、必要力所に適切に設置すること。</li> <li>・ 火災受信機は、既設の火災受信機及び総合操作盤を新棟部分も含めて更新すること。(既存棟1階中央監視室にて一括管理すること)</li> <li>・ 自火報設備配線は幹線も含み、基本、二重天井内を配線すること。</li> <li>・ 感知器は、自動試験機能付きとすること。</li> </ul>

	<p>【既設改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟 1 階中央監視室の既設の火災受信機及び総合操作盤のみを更新とし、総合盤箱体は既存流用すること。本工事範囲外の感知器類及び自火報総合盤等は対象外とする。</li> </ul> <p>【新棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究室に、副表示器を設置すること。</li> </ul> <p>【既存棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟事務室に、副表示器を設置すること。</li> <li>・ 感知器類及び自火報総合盤は、更新すること。</li> </ul>
外構設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外構改修に伴い、既設配線、既設盤、既設外灯等とその配線の撤去及び配管配線の盛替えを行うこと。また不要な配線は撤去すること。</li> <li>・ 既設ハンドホール及び地中埋設配管を撤去すること。</li> <li>・ 外構整備に伴う既設設備は、撤去すること。</li> <li>・ 既設と接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。</li> <li>・ 地中管路には、適切な箇所に点検スペースも含めた適切な大きさのハンドホール、マンホールを設置することとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分のハンドホールは、重耐重蓋とすること。</li> <li>・ ハンドホール及びマンホールは強電、弱電用に分けること。</li> <li>・ 予備配管を適切に見込むこと。</li> <li>・ 渡り廊下の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。</li> <li>・ 渡り廊下の照明点滅方式は、自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。</li> <li>・ 渡り廊下の照明は、中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。</li> <li>・ 駐車場、屋外広場、各施設への動線上には、照明を設置すること。</li> <li>・ 駐車場の車椅子利用者用駐車施設の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。</li> <li>・ 新設する駐車場には、照度基準に適合するように適切な外灯を設置すること。</li> <li>・ 駐車場の外灯設置箇所には、予備配管を見込むこと。</li> <li>・ 駐車場外灯の点滅方式は、自動点灯及び時間点滅が可能な照明制御盤を設置すること。また、予備回路を見込むこと。</li> <li>・ 駐車場外灯は、既存棟 1 階中央監視室より点滅操作可能な方式とすること。</li> <li>・ 駐車場及び駐輪場範囲にある既設の不要な配管配線、機器等は撤去すること。</li> </ul>
③ 空調設備	
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各エリア及び各諸室の空間、用途、目的に応じた最適な空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。</li> <li>・ ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを計画すること。エントランスホール、廊下等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理可能とし、事務室等の個室は個別空調を可能とすること。ただし、各諸室での操作は、制限可能とすること。</li> <li>・ 中央監視室、既存エリア事務室 (No. 22) において集中管理可能な計画とすること。</li> <li>・ 空調設備は、環境配慮、保守性、更新性を総合的に考慮し高効率の機器を採用すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸室の静音環境を保つような設備計画に努め、屋外機器の騒音、振動が室内に伝播しないよう配慮すること。</li> <li>・ 各エリア、諸室の設計温湿度条件について、屋外温湿度は、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に示された値のうち、本件施設用地の立地をふまえ適正な値を設定すること。屋内温湿度も、原則、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版によるが、利用者の快適性を考慮した温湿度設定とし、計画すること。</li> </ul>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各エリア、諸室に合わせた給排気計画を行うこと。用途ごとに換気が独立するものとする。</li> <li>・ 空気バランス、省エネルギー性能、環境性能、シックハウス対策に配慮すること。</li> <li>・ 原則、各諸室で制御できるものとするとともに、中央管理室において集中管理可能とすること。</li> <li>・ 換気対象諸室及び換気量について、原則、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に示された値のうち、対象諸室の用途や換気対象要因に基づき適正な値を設定し、建築基準法等の関係法令を遵守すること。</li> <li>・ 建築物全体の風量バランスを考慮して、空調設備と調和するよう計画すること。</li> </ul>
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令に従って、必要に応じて設置すること。</li> </ul>
自動制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気使用量等の測定、分析を行い最適なエネルギー管理を可能にすること。中央監視室において設備機器類の運転監視を可能とし、日常点検や維持管理、異常警報等の監視システムを計画すること。</li> </ul>
<b>④ 給排水衛生設備</b>	
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水システムの選定に当たっては、建物計画による合理性に配慮すること。</li> <li>・ 給水方式は原則、直結式とするが、受水槽が必要となった場合は受水槽式（ポンプ直送式）を検討すること。</li> <li>・ 受水槽を設置する場合は、以下を原則とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重要機器である受水槽は、鋼板製一体型やステンレス製（溶接組立型）等、強固で耐久性、耐候性に優れており、内部は清掃が容易でかつ施錠のできる構造とすること。</li> <li>➢ ポンプ室は、更新用スペースやメンテナンスを考慮した配置とすること。</li> <li>➢ 感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設置すること。</li> <li>➢ 衛生面に配慮し、藻対策を考慮すること。</li> <li>➢ 保守点検時に、供給が停止しないように配慮した計画とすること。</li> <li>➢ 災害時にも十分に機能を確保できるよう配慮すると共に、設備機器の耐候性や耐久性にも配慮すること。外部に設置する場合は、液状化に配慮した設置計画とすること。</li> </ul> </li> </ul>
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守性、機能性に配慮すること。</li> <li>・ 汚水と雑排水は別系統とし、トラップ枳を介して屋外で合流させること。</li> <li>・ 適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。</li> <li>・ 屋外排水ルート（雨水含む）は、極力、建築物の下部を通過しないこ</li> </ul>

	と。 ・ 工作室等、必要と想定する諸室にグリーストラップやプラスタートラップ等の阻集器を設置すること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。
給湯設備	・ 保守性、機能性、省エネ性、安全性に配慮すること。
衛生設備	【共通】 ・ 機能性、節水性、清掃を含む保守性に配慮すること。 ・ 想定される建物利用者に応じて、誰もが使いやすい器具を採用し、ユニバーサルデザインに配慮すること。 ・ トイレの衛生対策、特に臭気対策には十分に配慮した計画とすること。 ・ 衛生機器はすべて自動洗浄、自動水栓とすること。 ・ トイレ内の掃除道具入れには、掃除用流しを設置すること。 ・ 多機能トイレには、大人も利用可能なおむつ交換台、オストメイト、その他バリアフリー法に基づき必要な機器を設置すること。 【一般用】 ・ 大便器は洋式とし、暖房機能付き温水洗浄便座、擬音装置を設置すること。 ・ 原則、小便器は低リップとすること。 ・ トイレの洗面台、小便器には、傘、杖掛けを設置すること。 ・ 適宜、チャイルドシートを設置すること。 【子ども用】 ・ 未就学児用の幼児用大便器（暖房機能付き）、小便器、手洗い、収納式おむつ交換台を適宜設置すること。
消火設備等	・ 関係法令に従って、必要な消火設備を設置すること。 ・ 屋内消火栓、消火器ボックスを計画する場合は、壁埋め込み方式とすること。 ・ 第1収蔵庫の消火設備は、消防法で定められている設備のうち、消火剤による汚損の少ない方式とすること。
ガス設備	・ 関係法令に従って、必要に応じて設置すること。

### 3. 主要な必要エリア・諸室等に対する要求水準

A：新棟（新自然史博物館）

A-1：展示エリア

No. 1		展示室（導入展示）
建築要件	用途	ティラノサウルスやニタリクジラ等、大型コレクションを中心にスケール感のある導入展示を行う。
	規模	410㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 来館者が、最初に訪れる室の配置とすること。 ・ 大型展示物が設置可能なように上部は吹抜けとし、天井高は7

		<ul style="list-style-type: none"> <li>m程度を確保すること。</li> <li>外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。</li> <li>床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>床は展示品や展示ケース、展示用品等の荷重を考慮した構造とすること。</li> <li>外部から大型の展示物を、直接搬出入することが可能なように、幅2.4m×高さ2.4m以上の開口部を設置すること。</li> <li>天井から大型の標本（約800kg程度）を吊ることが可能なように、下地鉄骨を設置すること。標本の大きさは、「別紙4_新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画_展示計画」を参照すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 2 展示室（総合展示・分野展示）と隣接して配置し、来館者が円滑に移動できるように配慮すること。</li> <li>上部吹抜けを介し、2階見学通路から展示物が見下ろせるようにすること。</li> </ul>
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙工事区分表によること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 （別途発注）	展示物、展示ケース、展示用照明
No. 2		展示室（総合展示・分野展示）
建築要件	用途	倉敷と高梁川流域の自然や生きものの多様性を紹介する総合展示と、様々な生き物等を紹介する分野展示を行う。
	規模	750㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合展示は大規模な展示が可能なように、500㎡程度の無柱空間を確保すること。</li> <li>天井高は、4.5m程度を確保すること。</li> <li>外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。</li> <li>床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>床は展示品や展示ケース、展示用品等の荷重を考慮した構造とすること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 1 展示室（導入展示）と隣接して配置し、来館者が円滑に移動できるように配慮すること。</li> </ul>
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙工事区分表によること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	—
	本事業外	展示ケース、ベンチ、展示用照明

	(別途発注)	
--	--------	--

A-2: 収集保管エリア

No. 3		第1 収蔵庫
建築要件	用途	はく製及び昆虫、植物等の乾燥標本等を保管する。
	規模	180㎡程度
	設置階	2階
	設置数	1か所
	利用人員	一人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井高は、3m程度を確保すること。</li> <li>耐火性及び耐震性を、確保すること。</li> <li>外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>収蔵品等の保存に悪影響を与えないように、外光が収蔵庫内に入らないようにすること。</li> <li>博物館IPM（総合的病害虫管理）の考え方に基づき、虫やカビ等生物被害の定期点検と徹底的な防除が行いやすい空間配置とすること。</li> <li>床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>室内では、長時間の作業は行わないこととする。</li> <li>収蔵庫の出入口は、大型の収蔵品を搬入することが可能なように、幅1.8m×高さ2.1m以上の開口部を設置することとし、密閉性、防火性に優れた扉を設置すること。</li> <li>No. 11見学通路から、来館者が中の様子を見れるようにガラス窓を設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 11見学通路に面して配置すること。</li> <li>No. 7調査研究室と隣接して配置し、前室を介して学芸員の往来が容易な配置とすること。</li> </ul>
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙工事区分表によること。</li> <li>常時空調を運転する等し、室温20±2度、湿度50±5%を維持すること。</li> <li>空調等の設備は中央監視室、事務室で温湿度等のモニタリングを可能とし、異常の際はただちに確認できるシステムとすること。</li> <li>特殊ガス消火設備を、設置すること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	収蔵棚
	本事業外 (別途発注)	展示ケース、展示用照明
No. 4		第2 収蔵庫
建築要件	用途	岩石等の標本を保管する。
	規模	60㎡程度
	設置階	2階
	設置数	1か所

	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火性及び耐震性を確保すること。</li> <li>外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>収藏品等の保存に悪影響を与えないように、外光が収蔵庫内に入らないようにすること。</li> <li>室内では、長時間の作業は行わないこととする。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 7 調査研究室と隣接して配置し、学芸員が直接往来可能な位置に扉を設置すること。</li> </ul>
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	収蔵棚
	本事業外 (別途発注)	
No. 5		液浸標本収蔵庫
建築要件	用途	保存液に浸した標本を保管する。
	規模	20m <sup>2</sup> 程度
	設置階	2階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火性及び耐震性を確保すること。</li> <li>外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>収藏品等の保存に悪影響を与えないように、外光が収蔵庫内に入らないようにすること。</li> <li>室内では、長時間の作業は行わないこととする。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 7 調査研究室と隣接して配置し、学芸員が直接往来可能な位置に扉を設置すること。</li> </ul>
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	収蔵棚
	本事業外 (別途発注)	
No. 6		図書文献室
建築要件	用途	職員が閲覧する文献を保管する。
	規模	50m <sup>2</sup> 程度
	設置階	2階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>書架が効率的に設置できる室の幅や奥行を確保すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 7 調査研究室と隣接して配置し、職員の往来が容易な配置とすること。</li> </ul>
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	書架
	本事業外 (別途発注)	

A-3：調査研究エリア

No. 7		調査研究室
建築要件	用途	学芸員が自然史についての調査、研究を行う。
	規模	150㎡程度
	設置階	2階
	設置数	1か所
	利用人員	10人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井高は3m程度を確保すること。</li> <li>床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>調査研究室の出入口は、大型の収蔵品を搬入することが可能なように、幅1.8m×高さ2.1m以上の開口部を設置すること。</li> <li>自然光を可能な限り確保すること。</li> <li>自然光や視線を調整できるような窓には、ブラインドを設置すること。</li> <li>No. 11見学通路から、来館者が中の様子を見れるようにガラス窓を設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 11見学通路に面して配置すること。</li> <li>No. 3第1収蔵庫と隣接して配置し、前室を介して学芸員の往来が容易な配置とすること。</li> <li>No. 4第2収蔵庫、No. 5液浸収蔵庫と隣接して配置し、学芸員が直接往来可能な位置に扉を設置すること。</li> </ul>
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>流し台（幅1.2m×2台）に給排水、給湯設備を設置すること。給湯設備は流し台2台のうち、1台に設置すること。水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。</li> <li>汚泥等の洗い流し作業があるため排水管等のメンテナンスが容易な構造とし、排水トラップを設置すること。</li> <li>ドラフトチャンバー用の吸排気設備を設置すること（接続は別途工事）。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	作業台（幅1.8m×2台）、流し台（幅1.2m×2台）、ブラインド
	本事業外（別途発注）	コピー機、大型作業机、机、椅子、移動式ホワイトボード等

A-5：共用部

No. 8		荷解室
建築要件	用途	搬出入する展示物や収蔵物の運搬準備を行う。
	規模	30㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	一人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬準備を容易に行える幅と奥行きを確保すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>搬出入口のサイズは幅2.4m、高さ2.4m以上とし、搬出入が容易に行えるシャッター等を設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>前面に搬出入車両が寄り付けるトラックヤードを設け、雨天時でも搬出入に支障のないように配慮すること。</li> </ul>
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 9		見学通路（イベントスペース・ミニ水族館）
建築要件	用途	収蔵庫の膨大な収蔵資料や調査研究室の作業の様子など、来館者が博物館の舞台裏を見学する通路とするとともに、ワークショップ等のイベント開催やミニ水族館を設置する等、博物館と市民を結ぶ役割を担う。
	規模	230㎡程度
	設置階	2階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント参加者とその他の来館者が同時に利用でき、回遊しやすい動線を確保すること。</li> <li>外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>一部展示も行うため、展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。</li> <li>床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>床は展示品や展示ケース、展示用品等の荷重を考慮した構造とすること。</li> <li>ミニ水族館に、流し台を設置すること。</li> <li>来館者が見学通路から、No. 3 第1収蔵庫とNo. 7 調査研究室内の様子が見えるように、ガラス窓を設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 3 第1収蔵庫とNo. 7 調査研究室に面して配置すること。</li> <li>No. 14エレベーターに、近接して配置すること。</li> </ul>
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>流し台（幅1.2m程度）に、給排水設備を設置すること。</li> <li>水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	流し台（幅1.2m程度）
	本事業外 (別途発注)	—
No. 10		1階トイレ（男・女・多機能）
建築要件	用途	来館者用のトイレ。
	規模	提案による
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女別のトイレ及び多機能トイレを設置すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能トイレには、おむつ交換台、オストメイト、ベビーチェア、未就学児用衛生器具（大便器（暖房機能付き）、小便器、手洗い）、その他バリアフリー法に基づき必要な機器を設置すること。</li> <li>・男子トイレは、洗面器2個、大便器1個、小便器2個程度、ベビーチェア1カ所を設置すること。</li> <li>・女子トイレは、洗面器2個、大便器2個以上、ベビーチェア1カ所を設置すること。</li> <li>・掃除用流しを、1か所以上設置すること。</li> <li>・臭いが滞留せず、掃除しやすい工夫を行う等、利用者の快適性の向上に配慮すること。</li> <li>・附帯設備の有無がわかるサイン計画とすること。</li> </ul>
他室等との関係		—
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生器具については、自動水栓機能を有するものとする。</li> <li>・呼出設備を設置すること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 11		2階トイレ（男・女・多機能）
用途		来館者用のトイレ。
規模		提案による
設置階		2階
設置数		1カ所
利用人員		— 人
諸室仕様		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別のトイレ及び多機能トイレを設置すること。</li> <li>・多機能トイレには、おむつ交換台、オストメイト、ベビーチェア、未就学児用衛生器具（大便器（暖房機能付き）、小便器、手洗い）、その他バリアフリー法に基づき必要な機器を設置すること。</li> <li>・男子トイレは、洗面器2個、大便器1個、小便器2個程度、ベビーチェア1カ所を設置すること。</li> <li>・女子トイレは、洗面器2個、大便器2個以上、ベビーチェア1カ所を設置すること。</li> <li>・掃除用流しを、1か所以上設置すること。</li> <li>・臭いが滞留せず、掃除しやすい工夫を行う等、利用者の快適性の向上に配慮すること。</li> <li>・附帯設備の有無がわかるサイン計画とすること。</li> </ul>
他室等との関係		—
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生器具については、自動水栓機能を有するものとする。</li> <li>・呼出設備を設置すること。</li> </ul>
本事業内		—
本事業外 (別途発注)		—

No. 12		エレベーター
建築要件	用途	来館者と職員、展示物、収蔵物の垂直移動。
	規模	提案による
	設置階	各階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターは来館者と職員用、展示物、収蔵物運搬用を兼用可能とすること。</li> <li>エレベーターは展示物、収蔵物の運搬が可能ないように、下記仕様程度とすること。 かごサイズ：間口1.8m、奥行2.3m 積載量：2,000kg 定員：30名 速度：45m/min 機械室レス 人荷用</li> <li>エレベーターは、車いす利用者やベビーカー等にも配慮した仕様とすること（福祉対応）。</li> <li>エレベーターには、防犯カメラを設置すること。</li> <li>エレベーターホールは、人の滞留を考慮したスペースを設置すること。</li> <li>エレベーターは、展示物、収蔵物の運搬にも利用するため、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No.11見学通路に近接して配置すること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	養生マット
	本事業外 (別途発注)	—
No. 13		階段
建築要件	用途	来館者と職員の垂直移動。
	規模	提案による
	設置階	各階
	設置数	提案による
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供や高齢者の昇降に配慮した踏面、蹴上の大きさとすること。</li> <li>階段手摺は、二段手摺とすること。</li> </ul>
他室等との関係		—
設備特記要件		ピクチャーレール
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—
No. 14		風除室
建築要件	用途	建物出入時に、室内への風の吹き込みを防止する。
	規模	提案による

	設置階	1 階
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	—
他室等との関係		・ No. 1 展示室（導入展示）に近接して配置すること。
設備特記要件		防護柵
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 （別途発注）	—
No. 15		機械室
建築要件	用途	建築設備の機械を設置する。
	規模	提案による
	設置階	提案による
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械騒音が、他室に影響しないように配慮すること。</li> <li>・ 日常的なメンテナンスや、将来的な機械入れ替えが容易に行えるように配慮すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接する諸室に、騒音、振動の影響が及びにくいようにすること。</li> <li>・ 機器の一部を、屋外に設置することは差し支えない。</li> <li>・ 屋外に設置する各機器は耐候性、耐久性の配慮を行い、機器の長寿命化を図ること。</li> </ul>
設備特記要件		・ 更新用スペースやメンテナンスを、考慮した配置とすること。
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 （別途発注）	—
No. 16		ボンベ庫
建築要件	用途	収蔵庫の特殊ガス消火設備室。
	規模	提案による
	設置階	提案による
	設置数	1 か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 日常的なメンテナンスやボンベの入れ替えが容易に行えるように配慮すること。
他室等との関係		—
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 （別途発注）	—

B：既存棟（改修）

B-1：展示エリア

No. 17		特別展示室
建築要件	用途	時期ごとに、多様な企画展示を行う。
	規模	140㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を、改修すること。</li> <li>・ 内装仕上材は、全て撤去、新設すること。</li> <li>・ 外部の環境（温度、湿度、空気、光、水など）からの影響を、極力受けにくい仕様とすること。</li> <li>・ 展示品等の保存に悪影響を与えないように、外光が展示室内に入らないようにすること。</li> <li>・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>・ 室中央に移動間仕切りを設置し、企画内容に合わせて2室に分けて運用できるようにすること。</li> <li>・ 展示ケースの幅を確保できるように、移動間仕切閉鎖時に各室7.5m程度の幅を確保すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 21エントランスに面して配置すること。</li> <li>・ No. 26事務室内の受付を通過して、アクセスできる配置とすること。</li> </ul>
設備特記要件		別紙工事区分表によること。
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 （別途発注）	展示ケース
No. 18		物置
建築要件	用途	特別展示室の展示物等を保管する。
	規模	20㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を、改修すること。</li> <li>・ 奥行3m程度を、確保すること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No. 19特別展示室に近接して配置すること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 （別途発注）	—
No. 19		エントランス
建築要件	用途	博物館の来館者出入口。
	規模	提案による

	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を、改修すること。</li> <li>・ 自然史博物館への来館を目的としない人についても、興味を持って入りたくなるような工夫をすること。</li> <li>・ 内装仕上材は、全て撤去、新設すること。</li> <li>・ 床、壁面の仕上げは、傷や汚れに強く、清掃が容易で、耐久性、清潔感がある仕様とすること。</li> <li>・ 来館者の円滑な移動が、可能な大きさを確保すること。</li> <li>・ 来館者の興味を引く展示物等が、設置できるスペースを確保すること。</li> <li>・ 新棟と渡り廊下で接続する箇所については、風除室を設置すること。</li> <li>・ 壁面にピックアップレールを設置すること。</li> <li>・ 既存授乳室への動線を確保することとし、困難な場合は授乳室の扉位置を変更するように改修すること。また、授乳室は粉ミルクを溶かし温めることができるよう、給排水、給湯用電源を設置すること。おむつ替え用のベッドもしくはおむつ交換台を設置すること。授乳室は、他者の視界を遮る個室スペースとし、誰でも気軽に使用できるように改修を行うこと。</li> </ul>
	他室等との関係	—
	設備特記要件	給排水設備、給湯用電源、ピックアップレール
什器備 品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	展示ケース
No. 20		風除室
	用途	建物出入時に室内への風の吹き込みを防止する。
	規模	提案による
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	・ 既存棟図書室を改修すること。
	他室等との関係	・ 渡り廊下前に配置すること。
	設備特記要件	—
	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—

## B-2：調査研究エリア

No. 21		工作室
建 築 要 件	用途	はく製や岩石標本の製作等を行う。
	規模	50㎡程度
	設置階	1階

	設置数	1か所
	利用人員	6人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存団体小会議室を改修すること。</li> <li>・ 床仕上げは撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、原則、既設のままとすること。</li> <li>・ 隣室や外部への防臭対策に配慮した建具仕様とすること。</li> <li>・ 外から出入りのできる建具に改修を行うこと。</li> <li>・ 自然光を可能な限り確保すること。</li> <li>・ 自然光や視線を調整できるよう窓には、ブラインドを設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No. 24講義室に隣接して配置すること。
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣室や外部への防臭対策に配慮した換気設備とすること。屋外の排気位置については、周辺家屋付近への影響がないよう、周辺環境に十分配慮し、計画すること。</li> <li>・ 流し台に給排水・給湯設備を設置すること。</li> <li>・ 水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	作業台（幅1.8m×1台）、流し台（幅1.2m×1台）、ブラインド
	本事業外（別途発注）	作業机、椅子、冷蔵庫

### B-3：教育普及エリア

No. 22		講義室
建築要件	用途	各種講座や研修等を行う。
	規模	80㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	60人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存団体小会議室を改修すること。</li> <li>・ 床仕上げは、撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、原則、既設のままとすること。</li> <li>・ 遮音性のある間仕切とすること。</li> <li>・ 自然光を可能な限り確保すること。</li> <li>・ 自然光や視線を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No. 23工作室に隣接して配置すること。
設備特記要件		投影用スクリーン
什器備品など	本事業内	ブラインド
	本事業外（別途発注）	机、椅子、移動式ホワイトボード
No. 23		学習コーナー
建築要件	用途	来館者が自然史関連等の書籍を読むスペース。
	規模	50㎡程度

	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を改修すること。</li> <li>・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 21エントランスに面して配置し、間仕切壁のないオープンなスペースとすること。</li> </ul>
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	書棚、ピックアップレール
	本事業外 (別途発注)	机、椅子

#### B-4：管理エリア

No. 24		事務室
建築要件	用途	博物館の職員用事務スペース。来館者の受付を行う。
	規模	60㎡程度（受付含む）
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	10人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を改修すること。</li> <li>・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。</li> <li>・ 床は0Aフロアとし、耐荷重は3000N以/m<sup>2</sup>上とすること。</li> <li>・ 事務室と併設して独立した受付を設置すること。</li> <li>・ 受付は来館者に分かりやすく、緊急時やトラブル発生時に速やかに対応できる位置に配置すること。</li> <li>・ 受付カウンターは、車いす利用者及び子供の利用等に配慮した計画とすること。</li> <li>・ 遮音性のある間仕切とすること。</li> <li>・ 自然光を可能な限り確保すること。</li> <li>・ 自然光や視線を調整できるように窓にはブラインドを設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 21エントランスに面して配置すること。</li> </ul>
設備特記要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニキッチンに給排水、給湯設備を設置すること。</li> <li>・ 水栓器具はレバー式等、操作性に配慮した方式のものを採用すること。</li> </ul>
什器備品など	本事業内	受付カウンター、ミニキッチン（幅1.2m）、ブラインド
	本事業外 (別途発注)	コピー機、机、椅子、収納棚、電話等
No. 25		会議室
建築要件	用途	博物館の職員が打合せ等を行う。
	規模	50㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	15人

	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を改修すること。</li> <li>・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。</li> <li>・ 遮音性のある間仕切りとすること。</li> <li>・ 自然光を可能な限り確保すること。</li> <li>・ 自然光や視線を調整できるよう、窓にはブラインドを設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No.26事務室に近接して配置すること。
設備特記要件		投影用スクリーン
什器備品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子
No. 26		館長室
建築要件	用途	博物館館長が滞在。応接等も行う。
	規模	20㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	6人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を改修すること。</li> <li>・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。</li> <li>・ 遮音性のある間仕切りとすること。</li> <li>・ 自然光を可能な限り確保すること。</li> <li>・ 自然光や視線を調整できるよう、窓にブラインドを設置すること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No.26事務室に近接して配置すること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子、収納棚、ロッカー1人分
No. 27		更衣室
建築要件	用途	博物館の職員が着替えを行う。
	規模	10㎡程度（男女計）
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	12人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟図書室を改修すること。</li> <li>・ 内装仕上材は全て撤去、新設すること。</li> <li>・ 男性6名、女性6名を収容できる職員用の更衣室を、男女別に設置すること。</li> <li>・ 出入口扉付近からの視線に配慮した計画とすること。</li> </ul>
他室等との関係		・ No.2事務室に隣接して配置し、事務室から直接アクセスする配置も可能とすること。
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	
	本事業外 (別途発注)	ロッカー男女各6人分

No. 28		倉庫
建築要件	用途	管理諸室で利用する備品資材等を保管する。
	規模	20㎡程度
	設置階	提案による
	設置数	1か所
	利用人員	— 人
	諸室仕様	—
他室等との関係		—
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	—
	本事業外 (別途発注)	—

#### B-5：ライフパーク倉敷エリア

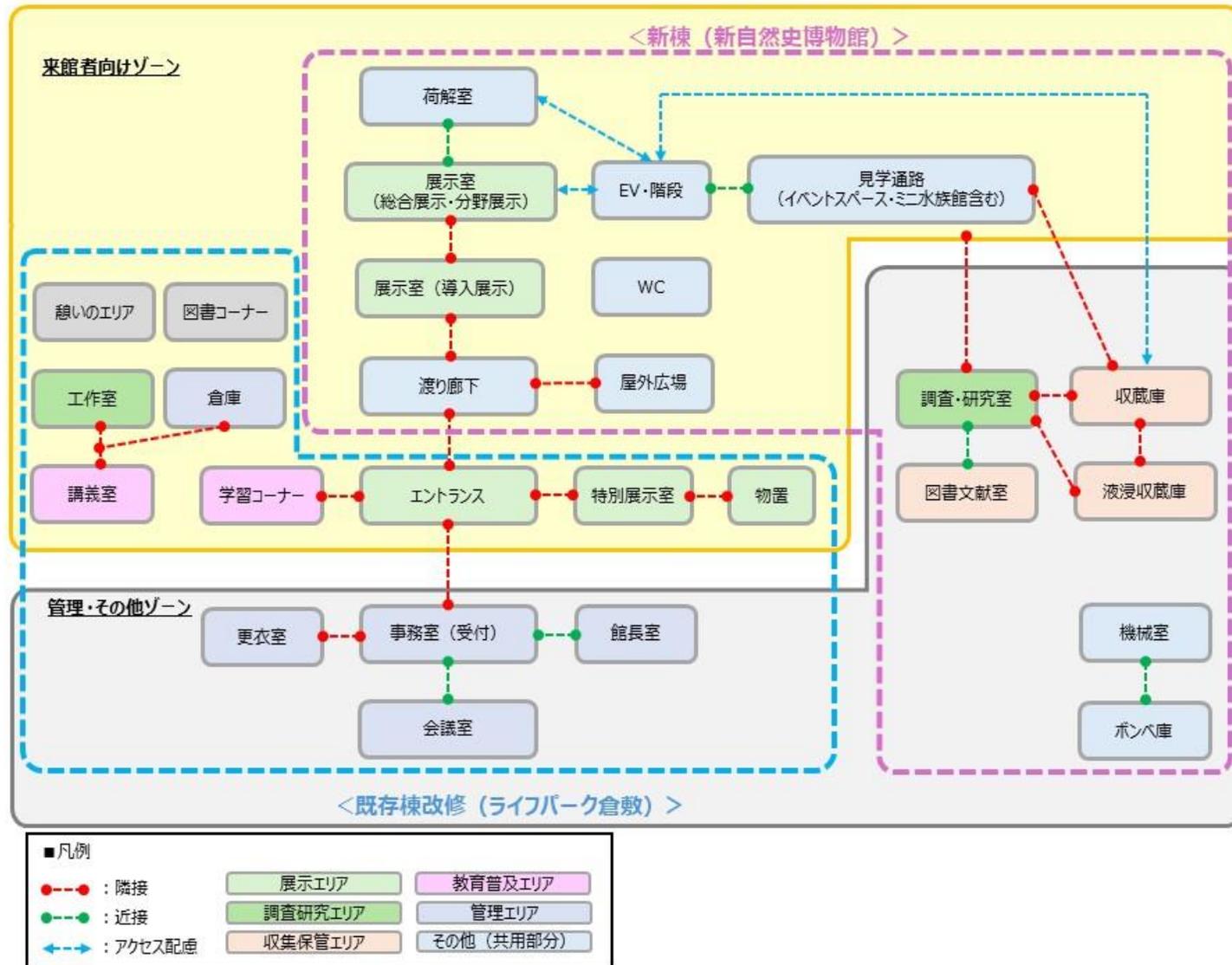
No. 29		図書コーナー
建築要件	用途	来館者が書籍を読むスペース。
	規模	70㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所程度
	利用人員	— 人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存アトリウムの一部を改修すること。</li> <li>・ 床仕上げは撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、原則、既設のままとすること。</li> </ul>
他室等との関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間仕切壁のないオープンなスペースとすること。</li> <li>・ 貸出用のカウンターは、市民学習センター事務室前の受付カウンターを利用し、予約、貸出を行う。</li> </ul>
設備特記要件		—
什器備品など	本事業内	書棚、幼児スペース（小上がり）、貸出用のカウンター付近に、予約貸出用の本棚、及び予約、貸出オンライン用の配線を整備すること。
	本事業外 (別途発注)	机、椅子
No. 30		憩いのエリア
建築要件	用途	ライフパーク倉敷全体で共有する団体客の待機、休憩スペース
	規模	190㎡程度
	設置階	1階
	設置数	1か所
	利用人員	80人
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存軽トレーニング室（乳児コーナー含む）、シャワー更衣室を改修すること。</li> <li>・ 床仕上げは撤去、新設すること。壁仕上げ、天井仕上げは、</li> </ul>

		原則、既設のままとすること。 ・床は廊下から段差のないフラットなレベルとすること。 ・自然光を可能な限り確保すること。 ・自然光や視線を調整できるよう、窓にはブラインドを設置すること。
	他室等との関係	—
	設備特記要件	—
什器備品など	本事業内	ブラインド
	本事業外 (別途発注)	机、椅子、収納棚

※各諸室の関連性については「4.機能関連図」を参照すること。

※備品の購入、設置は本事業の対象外だが、デザインや仕様に関し、市に助言を行うこと。

4. 機能関連図





別紙2 屋外空間等計画要領

1. 外構施設の整備

外構施設の整備内容は、次のとおりである。

■外構施設の整備	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに配慮すること。</li> <li>・緑化については、倉敷市緑の基本計画及び倉敷市自然環境保全条例に基づき行うこと。</li> <li>・植樹の際は、維持管理が容易な樹種とし、市の敷地外への影響に配慮すること。</li> <li>・照明設備については、歩行者の安全を考慮し設置すること。</li> <li>・舗装の種類を選定にあたっては、アメニティ、景観等への配慮、排水負担の軽減等を考慮すること。</li> <li>・メンテナンスしやすく、ランニングコストに配慮した計画とすること。</li> <li>・本事業における外構施設整備に伴い既存水路及び橋梁の改修・修繕等が必要となる場合には、適宜再整備等を行うこと。</li> <li>・散水設備、雨水排水設備は外構施設にあわせて、整備すること。</li> </ul>
動線計画	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩車分離とし、歩行者の安全に配慮すること。</li> </ul> <p><b>【一般車両動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物北側出入口前のロータリーは、新棟の建設予定地となるため、ロータリーを東側メイン出入口前のスペースに移設すること。</li> <li>・東側メイン出入口前ロータリーは、既存棟庇下部に一般乗用車が寄り付けるようにすること。</li> <li>・一般車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。</li> </ul> <p><b>【大型バス車両動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新棟北側に大型バス用ロータリーを設け、団体での来館者の乗降と大型バス用駐車場への車両の行き来が円滑に行えるように配慮すること。</li> <li>・大型バス車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。</li> </ul> <p><b>【搬出入車両・メンテナンス車両動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北側サブ出入口までのアプローチは、歩行者の利用を主としつつ、搬出入車両やメンテナンス車両の通行が可能な設えとすること。</li> <li>・新棟や既存棟北側サブ出入口付近まで、搬出入車両やメンテナンス車両が寄り付ける動線を確保すること。</li> <li>・搬出入車両・メンテナンス車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。</li> </ul> <p><b>【職員用車両動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員用車両は、敷地西側の職員用駐車場への動線を確保すること。</li> <li>・職員用車両は、敷地東側の一文字樋の輪線と敷地北側の古新田東西線からのアクセスとする。</li> </ul>

別紙2 屋外空間等計画要領

	<p>【歩行者動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来館者用駐車場から既存棟東側メイン出入口前と、大型バス用駐車場から既存棟北側サブ出入口までの安全かつ円滑なアプローチ動線を確保し、視覚誘導ブロック設置やサインの設置を行うこと。</li> <li>・ 別紙1内の外部動線計画についても参照すること。</li> <li>・ 来館者用駐車場から既存棟東側メイン出入口前と、大型バス用駐車場から既存棟北側サブ出入口までの歩行者動線上において、メイン車路と歩行者動線が交差する箇所については、横断歩道、ランプ等の措置により歩行者の安全対策を図ること。</li> <li>・ 駐車場内には適宜歩行者用通路を設けるなど、安全対策に配慮した計画とすること。</li> <li>・ 各駐車場内においては、降車後安全に既存棟出入口にアクセスできる歩行者動線の確保に配慮した計画とすること。</li> <li>・ 各駐車場、歩行者動線も考慮した照明計画とすること。</li> </ul>
<p>渡り廊下</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新棟と既存棟博物館エントランスを、つなぐ渡り廊下を設置する。</li> <li>・ 来館者の相互通行に支障のない廊下幅を確保すること。</li> <li>・ 渡り廊下両側には屋外広場を設け、来館者が屋外広場に自由に行き来できる設えとすること。</li> <li>・ 渡り廊下の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。</li> <li>・ 点滅方式は自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。</li> <li>・ 中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。</li> </ul>
<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす利用者や妊産婦等、歩行が困難な人が利用できる車椅子利用者用駐車施設を東側メイン出入口付近に4台以上設置すること。</li> <li>・ バスを利用して来場する団体利用者の受け入れ態勢を拡充するため、北側大型バス駐車場を3台分以上拡張すること。</li> <li>・ 新設する車室について、区画線はダブルラインとすること。</li> <li>・ 車椅子利用者用駐車施設は、意匠性に配慮し、周辺景観に溶け込むものとする。</li> <li>・ 車椅子利用者用駐車施設から既存棟東側出入口まで雨天時も含め快適かつ安全に移動できるよう努める。</li> <li>・ 車止め、駐車場表示、案内板等を適宜設置すること。</li> <li>・ 駐車場、各施設への動線上には照明を設けること。</li> <li>・ 車椅子利用者用駐車施設の照明は、安心して利用できるような十分な照度を確保すること。</li> <li>・ 新設する駐車場には照度基準に適合するように適切な外灯を設置すること。</li> <li>・ 外灯設置箇所には予備配管を見込むこと。</li> <li>・ 点滅方式は自動点灯及び時間点滅が可能な照明制御盤を設置すること。予備回路を見込むこと。</li> <li>・ 中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。</li> <li>・ 予備配管を見込むこと。</li> <li>・ 不要な配管配線、機器等は撤去すること。</li> </ul>
<p>駐輪場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存棟北側駐輪場の上屋、腰壁、コンクリート基礎等を対象として解体すること。</li> <li>・ 不要な配管配線、機器等は撤去すること。</li> </ul>
<p>屋外広場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民学習センター、埋蔵文化財センター、新自然史博物館を結ぶ館</li> </ul>

別紙2 屋外空間等計画要領

	<p>外敷地部分を団体客の待機スペース等として活用できるように整備すること。なお、屋外屋根等の建築物は必須としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新棟と既存棟博物館エントランスをつなぐ渡り廊下の両側は、意匠性に配慮したフェンス等を設置し、フェンスで囲われたスペースは博物館の屋外広場として芝生やゴムチップ舗装等にて整備すること。</li> <li>・渡り廊下両側の屋外広場には高梁川流域の石（2 m<sup>2</sup>×10 か所程度）を展示することとし、高梁川河原から石採取、加工、本敷地までの運搬、設置は本工事とする。設置位置については展示工事業者と協議すること。</li> <li>・誰もが過ごしやすいよう日除け、ベンチ等を設けること。</li> <li>・必要箇所に照明、電源盤を設置すること。</li> <li>・点滅方式は自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。</li> <li>・中央監視室より点灯操作可能な方式とすること。</li> <li>・予備配管を見込むこと。</li> <li>・不要な配管配線、機器等は撤去すること。</li> </ul>
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設と接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。</li> <li>・地中管路には、適切な箇所にバルブや柵を設けることとし、蓋は周囲の意匠に配慮すること。また、車両通行部分は、耐荷重仕様とすること。</li> </ul>
雨水貯留施設 （雨水流出抑制施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例等に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。</li> <li>・雨水流出抑制施設の種類、位置、設置数、規模は提案によるが、メンテナンスしやすく、ランニングコストの低廉な施設とすること。</li> <li>・雨水貯留の算定範囲面積は、新棟建築面積と舗装新設・改修面積（緑地部分を透水性のない仕上げに変更した部分も含む）とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存棟東側メイン出入口廻り、北側サブ出入口廻り、市民学習センター、埋蔵文化財センター、新自然史博物館を結ぶ館外敷地部分について、浮き等が見られる既存舗装材は適切に改修を行い、歩行者等の円滑な移動が可能にすること。</li> </ul>

## 別紙—5

### 工事区分表

#### ■工事区分表の考え方

項目	本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考	
概要	市が「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業」発注図書で定めた仕様（標準仕様）の工事	市が別途発注する展示設計・施工で、本工事の仕様（標準仕様）に付加する工事	本工事（建築設計・施工）・別途工事（展示設計・施工）に含まない工事		
仕様設定	市	市	市		
共通	費用負担区分	市	市	市	
	財産区分	市	市	市	
	設計区分	本工事設計者	別途工事設計者	市	
	施工区分	本工事施工者	別途工事施工者	市が別途発注する業者	
	維持管理	市	市	市	

#### ■対象範囲

・既存棟：特別展示室、新棟：展示室（導入展示・総合展示・分野展示）、第1収蔵庫

※上記対象範囲外において本工事、別途工事の区分が必要なものについては都度協議を行うものとする。

項目	区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
	建築	電気	機械				
建 築	床	○		コンクリート直均し+ 床仕上げ	※	—	※展示内容によって調整
	壁・柱型	○		LGS+石膏ボード素地+ 壁・柱型仕上げ	※	—	※グラフィックの有無により 要調整（グラフィック有の 場合はボード素地渡し等調 整）
	天井	○		LGS+石膏ボード捨貼り+ 天井仕上げ	※	—	※展示内容によって調整 天井吊りの展示物がある場合 は、本工事にて荷重等を調整 して必要な下地等を設置する
	建具	○		各種扉、窓	—	—	
	サイン	○		法令サイン 一般誘導サイン 施設総合サイン	展示サイン	—	表示内容等について建築・展 示にて調整する
	展示造作			—	展示ケース 展示什器	—	
	収蔵用什器備品			—	※大まかなボリューム調査、 配架計画	収蔵箱、調湿材等の備品	
	一般什器備品			—	—	受付什器、学習コーナー机・椅 子、ベンチ、パンフレットラッ ク、案内サイネージ等	
	映像音響設備	○		機器設置用下地	プロジェクター、スピーカー等	—	支持材等が必要な場合は、本 工事にて荷重等を調整して設 置する
	映像音響コンテ ンツ制作			—	コンテンツ	—	
	演示具製作			—	実物資料展示・演示	—	※資料の設置は市による
現有品（展示 品・書籍・什 器・備品）移 転、廃棄			—	※	・現有品調査 ・移転 ・廃棄		

項目	区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考
	建築	電気	機械				
電気	電灯・コンセント		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新棟1階EPSに展示設備用として電力量計付区分開閉器盤(350AT:最大67kVA=想定照明33kVA+コンセント34kVA)、展示用コンセント盤、展示用照明幹線接続端子を設置</li> <li>・新棟2階EPSに第1収蔵庫展示設備用として電力量計付区分開閉器盤(30AT:最大6kVA=想定照明2kVA+コンセント4kVA)、展示用コンセント盤、展示用照明幹線接続端子を設置</li> <li>・既存棟特別展示室に展示用として電力量計付区分開閉器盤(50AT:最大10kVA=想定照明4kVA+コンセント6kVA)、展示用コンセント盤、展示用照明幹線接続端子を設置</li> <li>・基準電灯系電気容量≒57VA/m<sup>2</sup></li> <li>・受変電設備～各区分開閉器主幹迄の幹線、各区分開閉器盤～各展示用コンセント盤までの幹線布設</li> <li>・展示工事電灯設備の計量配線及び警報計測盤ポイント登録</li> <li>・ベース照明、誘導灯、非常照明の設置</li> <li>・展示用コンセントの設置</li> <li>・新棟1階EPS展示用コンセント盤～導入・総合・分野展示の各コンセントへの給電</li> <li>・既存棟特別展示室展示用コンセント盤～特別展示への各コンセントへの給電</li> <li>・掃除用コンセントの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力量計付区分開閉器以降の展示設備盤（電灯系：照明回路・調光調色点滅回路）の設置</li> <li>・電力量計付区分開閉器以降展示設備の照明幹線工事・電灯設備工事・調光調色点滅工事</li> <li>・展示照明設備一式（調光調色点滅・ライต์コントロール・シン再生・照明器具・取付具・吊具・配管配線・配線器具類・防火区画処理等、災害用耐震等）</li> <li>・展示ケース内照明</li> <li>・展示照明シューティング</li> <li>・展示機器試運転調整等一式</li> </ul>		※電源はすべて商用電源（GAC 電源なし）
	動力		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新棟1階EPSに展示設備用として電力量計付区分開閉器盤(100AT:最大総和15kW75Aまで)を設置</li> <li>・新棟2階EPSに第1収蔵庫展示設備用として電力量計付区分開閉器盤(30AT:最大総和2.2kW15Aまで)を設置</li> <li>・既存棟特別展示室に展示用として電力量計付区分開閉器盤(50AT:最大総和4.5kW30Aまで)を設置</li> <li>・受変電設備～各区分開閉器主幹迄の幹線布設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力量計付区分開閉器以降の展示動力盤の設置</li> <li>・電力量計付区分開閉器以降展示設備の動力幹線工事、動力工事</li> <li>・展示動力設備一式（展示動力機器・取付具・吊具・配管配線・配線器具類・防火区画処理等、災害用耐震等）</li> <li>・展示ケース内動力</li> <li>・展示動力試運転調整等一式</li> </ul>		※電源はすべて商用電源（GAC 電源なし）

				・展示工事動力設備の計量配線及び電力監視ポイント登録			
通信		○		・既存棟二重天井から自然史博物館二重天井までの空配管設置 (電話、情報通信のみ)	※	—	※展示の据付等に起因する通信工事一切は展示工事
展示放送		○		・導入展示、総合展示、分野展示、特別展示エリアへの防災設備にかかわるローカル放送電源カントリーレーの設置	・展示放送設備一式(機器・器具類・取付具・吊具・配管配線・アトレット・防火区画処理等、災害用耐震等)	—	
機械警備		○		・機械警備設備は本工事対象外 ・空配管のみ本工事対象	※	—	※展示の機械警備等に起因する機械警備一切は展示工事
監視カメラ		○		・建物側の監視カメラ工事	—	—	※本工事として、建物全体の監視カメラを設置する。

項目	見積区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考	
	建築	電気	機械					
空調	空調設備			○	○	—	—	※展示内容によっては、ゾーニングや吹出し口等の調整を行うこと
	換気設備			○	○	—	—	※展示内容によっては、ゾーニングや吹出し口等の調整を行うこと
衛生	給水設備			○	○	—	—	
	給湯設備			○	○	—	—	

排水設備				○	○	—	—	
------	--	--	--	---	---	---	---	--

項目	見積区分			本工事（建築設計・施工）	別途工事（展示設計・施工）	その他別途工事	備考		
	建築	電気	機械						
防災・その他	検針 （電気・給水）			○	○	各メーター及び中央監視、電力監視設備への配線ポイント登録	—	—	
	各種防災設備 （自動火災報知設備・防排煙連動制御・非常照明・誘導灯・非常放送設備等）	○	○	○		法的必要設備	—	—	
	給気ダンパー 排煙口連動装置				○	法的必要設備（提案による）	—	—	※展示内容によっては、吹出し口等の調整を行うこと
	排煙設備				○	法的必要設備（提案による）	—	—	※展示内容によっては、吹出し口等の調整を行うこと
	消火設備				○	法的必要設備（提案による） 特殊ガス消火設備（収蔵庫）	—	—	
	消火器	○	○	○		法的必要設備	—	—	